

訪問介護
予防給付型サービス

重要事項説明書
重要事項説明書

(令和8年 6月 1日 改正)

1. 利用者 _____ 様

2. 事業所の概要

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いわき福祉会が開設する指定訪問介護事業所及び指定予防給付型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定予防給付型訪問介護を提供することを目的とする。

(1) 事業者の概要と提供できるサービスの区域

名称	社会福祉法人 いわき福祉会
法人所在地	北九州市戸畑区新川町3番33号
代表者氏名	後藤 俊秀
電話番号	093-883-3880
F A X	093-883-1333
サービス（介護保険指定番号）	訪問介護（4070300159）
サービスを提供する地域	北九州市全域

(2) 事業所の職員体制

職 種	保有資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1		1	管理業務
サービス提供 責任者	介護福祉士 基礎研修課程修了者	1		1	サービス調整 ヘルパー教育
ホームヘルプ サービス従事 者	介護福祉士 1級ヘルパー 2級ヘルパー		3 5	3 5	介護計画による サービスの提供
合 計		2	8	10	

(3) サービス提供の時間帯

平日・土曜・日曜・祝日 8：00～22：00

※ 営業しない日 … 12月31日 ～1月3日

(4) (4)電話による対応可能な時間

8:30～17:00

4. 訪問介護サービスの営業方針等

(1) 営業方針

私達は、身体上日常生活に支障がある方々でも、住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して在宅生活が出来るように、地域へ積極的に貢献しながら、法令遵守に基づいた上で、のより良い支援を提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	内 容
ヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業者研修	毎月研修を行っています
サービスマニュアルの作成	有り 変更があった時、再度作成します

5. サービス内容

《生活援助》

調理・洗濯・掃除・買い物等の日常生活を支援します。

《身体介助》

入浴・排泄・食事等の介助を行います。

※ご利用者のニーズに沿った介護計画書に基づきサービスの実施を行っています。

《援助できない行為について》

- ・ご利用者の自立を妨げる家事などの代行行為
- ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むに支障が生じないと判断される行為

- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

※地震・台風・大雪等の自然災害時は、活動不能となることがあります。

6. 利用料金

(1) 利用料金・利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金の1割～3割が

利用者負担金となります。お支払い頂く利用者負担額は、概ね次のようになります。

<介護給付>

(単位；円)

	サービス時間	単位	利用料
生活援助	20分以上 45分未満	197	201
	45分以上	242	247
身体介護	20分未満	179	183
	20分以上 30分未満	268	274
	30分以上 1時間未満	426	435

身体介護の引き続き生活援助を行った場合、所要時間が20分から起算した25分を増す毎に70単位(72円)となります。*

その他介護保険の適用が介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となります。

利用料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しとなります。やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人支援した場合は、2人

分の料金となります。

初回加算： 新規（または、2 ヶ月以上サービスをご利用されなかった方がサービスの再開をされる場合に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護サービスを行う場合、又は他の訪問介護員予防訪問介護サービスを行う際に同行した場合に、開始月に限り 200 単位請求いたします。

緊急時加算： 利用者やその家族からの要請をうけて、サービス時間以外にサービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者または、その他の訪問介護員が居宅介護計画にない訪問介護を行った場合、1 回つき 100 単位請求いたします。なお、訪問介護計画書に緊急時加算の明記がある場合に限りです。

介護職員処遇改善加算： 令和 8 年度の制度における特例要件を満たしたことにより、当事業所のサービスに関する加算区分が変更となりました。「処遇改善加算（1）ロ」 処遇改善加算の単位数 28.7%へ変更となります。

職員体制やサービスの質の向上に関する基準を満たしたことによるものです。これに伴い、ご利用料金が一部変更となる場合があります。

キャンセル料

- ① 利用者の都合により、前日の 17 時までにご連絡を頂けなかった場合、キャンセル料として 1000 円を頂きます。(容体の急変等、やむを得ない緊急の場合はこの限りではありません)
- ② キャンセルを希望される場合は、下記までご連絡ください。

連絡先：いわき福祉会ホームヘルプステーション

☎ (093) -883-3880 FAX : (093) 883-1333

(2) 料金のお支払い方法

毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までに現金でお支払い
なるか、ゆうちょ銀行の口座振替、または下記口座に振込送金してお支払い下さい。

西日本シティ銀行	戸畑支店	普通預金口座 1125426
----------	------	----------------

お

支払い頂きますと領収書を発行します。

ア. サービスの実施に必要な居宅の光熱費等の費用は、利用者の負担となります。

イ. サービス提供書の発行について、利用者からの依頼があれば、提供した訪問介護
サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記入したサービス提供証明書を発行し
ます。

7. 緊急時と事故発生時の対応

サービス提供中に、事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を要する事故が発生した場合

① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い関係機関に連絡します。

② 発生状況、受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関に受診します。

③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明を行います。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況をサービス提供責任者に報告し、サービス提供責任者より速やかにご家族へ連絡します。

8. 秘密保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき常務上知り得た利用者またはその家族等に関する利用目的を定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし例外として次の各号については、法令上、介護保険関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うことがあります。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡等。
 - ② 居宅介護支援者等との連携
 - ③ 利用者が偽り、その他、不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者の状況の急変等が生じた場合の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のための必要な場合
9. 地域との連携及び実習生等の受け入れ協力

事業所の運営にあたっては、地域住民や公的機関との連携や協力を行なうなど地交流に努めます。 また、各種学校から資格取得のための実習生の受け入れに協力をしています。

10. 虐待防止に関する事項

第 13 条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 当事業所ご利用の際に留意点を頂く事項

《利用者及び利用者の家族等の禁止行為》

- ・ 特別扱い等の過剰な対応の要求
- ・ 過度な謝罪の請求
- ・ 職員に対するサービス提供時間外、長時間の拘束
- ・ 利用者の身体レベル等の状態に一致しない介護・看護に対する過度な要求
- ・ 医学的根拠のない行為の要求（おまじないやサプリメント等）

※ 事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難し

いほどの背信行為を行った場合、事業所は、文章で契約解除を通知するこ

とにより、即座にサービスを終了することができます。

12. サービス内容に関する苦情の受付先

利 用 者 相 談 窓 口	窓口担当者 小原 果実 施設相談員 芹口 由里 苦情解決責任者 熊谷 妙子 電 話 0 9 3 - 8 8 3 - 3 1 3 3
福岡県国民健康保険団体 連 合 会 介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 4 7 電話 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9

・北九州市の相談窓口

★ 各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー

門司区 ☎ 093-331-1881（内線 472）

小倉北区 ☎ 093-582-3433（直通）

小倉南区 ☎ 093-951-4111（内線 472）

戸畑区 ☎ 093-871-1501（内線 475）

八幡東区 ☎ 093-671-0801（内線 472）

八幡西区 ☎ 093-642-1441（内線 472）

若松区 ☎ 093-761-5321（内線 472）

戸畑区保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー

高齢者・障害相談係

☎ 093-881-4800

苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。
- ② 受付担当者は、業務担当者やサービス提供責任者に状況を確認し、解決に努めます。
- ③ 申し出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。

第三者委員は苦情内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

※ 別に法人の設置する第三者委員や公的機関においても苦情の申し出ができます。

☆ 第三者委員 戸畑区福柳木地区自治体 会長 奥野 忠 882-8929

戸畑区西一枝地区自治体 会長 坂本 三夫 881-1029

年長者の会第2クラブ 会長 増岡 ハル子 881-4824

☆ 福岡県運営適正化委員会

春日市原町3-1-7 クローバープラザ内 092-915-3511

令和 年 月 日

訪問介護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

北九州市戸畑区新川町3番33号

電話 093-883-3880

事業者名 いわき福祉会

ホームヘルプステーション

理事長 後 藤 俊 秀

管理者 小 原 果 実

(指定番号 4 0 7 0 3 0 0 1 5 9)

<説明者>

所属 いわき福祉会 ホームヘルプステーション

氏名 小 原 果 実

私は、契約書および本書面により事業者から訪問介護についての重要事項説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名
